

# 新潟大学附属長岡小学校 いじめ防止基本方針

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策を効果的に推進するために策定され、さらに、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年文部科学省）、新潟県いじめ防止基本方針（平成30年新潟県・新潟県教育委員会）及び新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県議会）を受けて改訂するものである。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
※いじめ防止対策推進法 第2条

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめの類似行為」とは、児童等に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

成長過程にある児童が集団で活動する学校において、児童同士のトラブルは避けることはできないが、通常のトラブルに見えたものが、一方の児童の側からは、いじめを受けたと認識されることもある。たとえ傷付ける意図がなかった行為であったとしても、相手の児童が被害感を感じた場合や、まだ当該行為を知らない児童が、当該行為を知った時に被害感を感じる可能性が高い場合には、いじめを受けたと認識されることがある。

※新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条

### (2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものである。したがって、本校ではいじめを基本的人権の損害する行為、「人として絶対に許されない」こととして捉え、全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめに関する児童の理解を深めることを主旨とし、いじめ防止等のための対策を行う。

### (3) 学校及び職員の責務

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・即時対応に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

### (4) いじめの態様

- 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる等の暴行を受ける
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なこと（あだ名、菌、女（男）っぽい等）を言われる、本人がされて嫌な噂を流される
- 遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる（プロレスごっこ、鬼ごっこ）
- 嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等を通じて、誹謗中傷、噂の流布、嫌なことをされる

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識に加え、特に以下の点を十分認識する。

※「いじめ」として訴えられたり認識されたりする行為の多くが、法を犯している犯罪であるという認識をもつこと

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 例)・身体への暴力                                  | →暴行罪，傷害罪                          |
| ・持ち物隠し，持ち物壊し                               | →器物破損罪，窃盗罪                        |
| ・無視，仲間はずし，ネットいじめなどの24時間の苦痛や不安，あだ名，暴言，からかい等 | →名誉棄損，侮辱罪（精神的な深い傷との判断で，傷害罪の適用もあり） |
| ・金銭の強要                                     | →恐喝罪                              |
| ・性的いじめ（ズボンおろし等）                            | →強制わいせつ罪                          |
| ・汚物いじめ（汚い物を触らせる，食べさせる）                     | →強要罪（体調を崩した場合は傷害罪）                |

## 2 いじめ防止等のための体制

### (1) いじめ防止等のための組織

#### ○組織の設置

法第22条を受け、いじめ防止等に関する措置を組織的、計画的、実効的に行う「いじめ対策委員会」を本校に設置する。

#### ○組織の構成員

校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生活指導主任，各学年主任，養護教諭とする。必要に応じ関係学級担任も入る。また，問題の重要性に鑑み，スクールカウンセラー，新潟大学教育学部担当者，スクールサポーター（長岡警察署生活安全課），長岡児童相談所相談員，長岡少年サポートセンター職員等の関係機関の担当者を招聘する。

#### ○組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施と，具体的な年間活動計画の作成・実行・検証・修正。
- イ いじめの相談，通報の窓口。
- ウ いじめに関する情報・児童の問題行動等にかかわる情報の収集と記録，職員の情報共有。
- エ いじめにかかわる情報を得た場合の，情報の収集，関係児童への事実関係の聴取，対応方針と指導・支援体制の決定，保護者との連携。

#### ○組織の開催

- ア 防止のための定期的開催（年2回，長期休業中の危機管理研修内で生活指導主任が実施）
- イ いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) 保護者・地域との連携（法における保護者の責務等 法第9条 条例第8条）

#### ○保護者への意識啓発

- ア 同心会総会において，いじめ防止等に関する保護者の責務，学校基本方針と学校での具体的な取組を伝え，啓発を行う。
- イ 同心会と連携し，いじめ防止等に関する保護者向けの研修会を開催する（年1回）。
- ウ いじめ見逃しゼロスクール集会への保護者参加を呼び掛ける。

#### ○情報発信と学校基本方針の周知

- ア 学校だより，ホームページ等を活用して情報発信を行う。
- イ 学習参観での人権にかかわる道徳授業の公開を行う（年1回）。

#### ○地域との活動による未然防止

- ア 児童クラブとの情報共有を行う。
- イ 近隣の駅，店舗，交番等との情報共有を行う（交通安全担当と連携）。

### (3) 関係機関等との連携

- 長岡警察署，長岡児童相談所，新潟県教育委員会，長岡市教育委員会，民生児童委員，青少年健全育成会等との連携。
- 新潟大学附属長岡校園での連携。
- 新潟大学附属学校部との連携。

### 3 いじめ防止等のための取組

#### (1) いじめ未然防止のための取組

- 道徳教育の充実（道徳教育の全体計画，道徳年間指導計画，学習参観での道徳科の授業公開，学校行事と関連させた道徳科授業の実施等）
- 人権教育，同和教育の充実（人権教育，同和教育の全体計画，校内研修の実施，人権教育，同和教育の授業の実施等）
- 社会性の育成（異学年交流活動の充実，授業場面での多様な交流活動の実施等）
- 児童実態把握ファイルの作成・集積と分析（毎週の子供を語る会で入力を確認）
- 学級経営の充実（児童と児童，児童と教師との豊かで温かい人間関係の構築，人権感覚のある学級の風土づくり等）
- 児童自らの手によるいじめ防止（児童会活動等を活用し，児童発信の啓発活動）の推進。
- 小1プロブレム解消，中1ギャップ解消の取組（附属幼稚園，附属長岡中学校との交流）
- 日常的な職員間の連携・情報交換（学年会，定例の子供を語る会）
- インターネットを通じて行われるいじめの対策
  - ア 毎月第一火曜日に情報モラル教育及び，タブレット端末の使用状況の確認を行う。
  - イ 保護者や外部機関と連携して，適切な情報モラル教育を行う。
- その他のいじめへの対応
  - ア けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめか否かを判断する。
  - イ 障害（発達障害を含む）のある児童がかかわるいじめについては，障害の特性の理解を深めるとともに，個別の教育支援計画を活用した情報共有を行いつつ，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
  - ウ 海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚保護者をもつ外国につながる児童は，言語や文化の差から，学びにおいて困難が生じる場合がある。いじめが行われないよう学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。
  - エ 性同一性障害や性的指向・性自認について児童の発達段階に応じて授業で取り上げる。
  - オ 左利きや血液型（A B型）等に対するいじめの報告もあるので，教育活動の中で不利益が生じないよう気を配り，不適切なかわりが見られた場合は迅速に指導する。
  - カ 感染症，医療従事者に対する差別への指導を行う。

#### (2) いじめ見逃し防止のための取組

- 学校生活アンケートフォームの実施と内容分析（毎月）
- 全児童との教育相談の実施
- 児童観察，児童実態把握ファイルの作成・集積と分析（通年）
- 児童と教師との信頼関係の構築（日常的な観察，声掛け等）
- 保護者との信頼関係の構築（保護者への連絡がトラブル発生時に偏ることなく，日頃の児童のよさや成長が伝わるよう情報の伝え方に配慮する）

### 4 いじめへの即時対応・早期解消のための取組

#### (1) いじめ対応の構え

いじめを認知した場合には，特定の教職員で抱え込まずに，速やかに「いじめ対策委員会」で，以下の取組を組織的に，複数で迅速に行う。

#### (2) いじめ対応の基本的な流れ

- ① 情報を得た職員は，該当学級担任（学年主任），生活指導主任又は教頭に報告する。
  - ・他の業務に優先して報告する。いじめ対応・けが事故対応は，最優先すべきことである。
  - ・生活指導主任が管理職より先に報告を受けた場合は，管理職（教頭→校長）に報告する。
- ② 事実の把握に向けた確認を行う
  - ・情報を得た職員，学級担任（学年主任）と生活指導主任等で，事実を共有する。
  - ・事実の正確な把握を目指し，「どの職員がどの児童へ」「何を聞くか」等，聞き取り担当者と内容を確認する。
- ③ 児童からの事実の把握を行う。

- ・聞き取りの基本内容は、4W1H(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)とする。  
※「なぜ」についてこだわらないこと。事実確認が基本。
- ・この時点では、事実の把握を中心にする。指導に力を置くと、事実誤認の原因になる。
- ・子供の言葉を正確に記録し、子供の言葉で保護者へ伝える。

- ア 被害児童（および情報提供児童）への聞き取りと支援
  - ・できるだけ不安を取り除き、複数の教職員で正確に聞き取る。
  - ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
  - ・被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人、教職員、家族）と連携しながら、被害児童に寄り添う体制をつくる。また、状況に応じて、心理カウンセラー等の外部専門家の協力を得て支援する。
- イ 加害児童への聞き取りと支援
  - ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安全や安心、健全な人格の発達に考慮する。
- ウ いじめが起きた集団への聞き取りと支援
  - ・内容に矛盾がないかどうか聞き取りを行い、事実を明らかにする。
  - ・いじめを黙認することは、いじめに加担することであることを理解させる。

- ・情報を得た後は、その結果と感謝の言葉を伝える。
- ・全体（学年、学級）にアンケート等で情報を求めるときは、情報提供児童（保護者）を守ることを、みんなで学校（学級）をよくしていきたいことを確実に伝える。
- ④ 事実に基づきながら、問題解決に向けた会議「いじめ対策委員会」を行う。
  - ・校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで集まり、事実を報告し、今後の対応について話し合う。必要に応じてスクールカウンセラーも招聘し、助言をもらう。
- ⑤ 児童への指導、支援をする。
  - ・被害児童、加害児童、双方の保護者への対応は、誠意をもち親身になって行う。
  - ・加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・「いじめを絶対に許さない」という職員の姿勢を示し、自分たちの問題ととらえさせ、学校（学年、学級）全体で解決に向けて取り組む。
- ⑥ 被害及び加害児童の保護者へ事実を報告する。
  - ・家庭訪問により、迅速に被害児童保護者へ事実関係を伝える。  
その際、保護者と児童の思いを確かかつ正確に把握する。
  - ・加害児童保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問や学校に来校してもらい、事実を伝える。  
その際、被害児童とその保護者の思いの事実を必ず伝える。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
  - ・加害児童の保護者に連絡し、事実を伝えたことを被害児童の保護者に伝える。その上で、被害児童とその保護者の思いを受け、面談等の状況に応じた対応をとる。
- ⑦ 経過と結果を報告する。（児童、保護者、教職員、新潟大学、学校運営協議会 等）
- ⑧ 継続指導と経過観察を行う。
  - ・いじめが解消した（心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、少なくとも3か月が目安）と思われる場合でも、被害児童（加害児童も含め）の状況を注視し、必要な支援を行う。
- ⑨ 再発防止や予防的活動を行う。（全教職員の共通理解、見守り等）

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。
- 児童の身体、または財産に重大や被害が生じる恐れがあるときは、新潟大学への連絡・報告を行い、所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4) P T A、関係機関との連携

- 状況によっては、学校運営協議会とP T Aに説明し、協力を依頼する。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ア 児童が自殺を図った場合
  - イ 児童の身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 児童が精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
※年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も含む。
- その他、重大事態の疑いがある場合  
重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するものとする。また、被害児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態発生時の対応

新潟大学に速やかに報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- 学校が調査主体になった場合
  - ア 組織による調査体制を整える。
  - イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を新潟大学に報告する。
  - オ 新潟大学の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- 学校の設置者（新潟大学）が主体となった場合
  - ア 設置者の調査組織に必要な資料を提供する等、調査に協力する。
  - イ 設置者は、児童やその保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申し立てを受けたときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## 6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、取組を適正に評価する。

- (1) いじめ未然防止のための取組に関すること
- (2) いじめ早期発見のための取組に関すること
- (3) いじめ再発防止のための取組に関すること

平成26年4月1日策定  
令和4年3月28日改定  
令和5年3月28日改定